

鳥労発基 0108 第 8 号
令和 3 年 1 月 8 日

労働災害防止団体の長 殿

鳥取労働局長

労働災害防止対策の徹底に向けた要請

平素より、労働災害防止対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の令和 2 年の労働災害発生状況につきまして、12 月末現在の速報値で、休業 4 日以上之死傷者数は 521 人であり、前年同期比 54 人、11.6% の増加、死亡災害につきましては 8 人で、前年の 4 人から大きく増加しました。特に、死亡災害につきましては、平成 23 年以降（10 年間）では平成 23 年の 10 人の次に多く、誠に憂慮すべき事態であります。

過去 10 年間の死亡災害を業種別に見ますと、建設業が最も多く 36%、林業と商業がそれぞれ 13%、製造業と運輸交通業がそれぞれ 11% となっています。事故の型別では、墜落・転落災害が最も多く 31%、次いで交通事故が 27% を占めており、この 2 つで全体の約 6 割となっています。

令和 2 年におきましても、建設業で 5 人の方が死亡され、製造業、林業、商業においても死亡災害が発生しています。事故の型別では、墜落・転落災害、交通事故でそれぞれ 3 人の方が亡くなっています。

重機の転落災害、フォークリフトによるはさまれ災害、伐木作業による災害、交通事故など、従来から重点的に災害防止対策に取り組んでいただいている作業で大きな災害が発生しています。

労働災害は本来あってはならないことは当然のことであり、特に、死亡災害は絶対にあってはなりません。そのためには、不断の取組が必要であります。それぞれの事業場において、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を充実させ、労使が一体となって、効果的な安全衛生教育を実施するほか、労働災害防止活動に積極的に取り組むことが重要であります。

新しい年を迎えまして、今年 1 年間の各事業場の災害ゼロ達成を目指し、労働災害防止対策の徹底が図られますよう、ご指導いただきたく、要請いたします。

なお、特に重点的に実施していただきたい事項は次のとおりです。



重点実施事項

- 1 墜落・転落災害の防止
 - ・安全な作業場所の確保
 - ・高所作業時の手すり等の設置
 - ・フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - ・トラックの荷台等における作業時の安全確保対策
 - ・はしご・脚立等の適切な使用
 - ・車両系建設機械等の転落防止対策

- 2 転倒災害の防止
 - ・危険個所の見える化
 - ・5 S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）の実施
 - ・安全な通路の確保
 - ・転倒しにくい作業方法、適切な履物の選定
 - ・雪・凍結による転倒防止対策

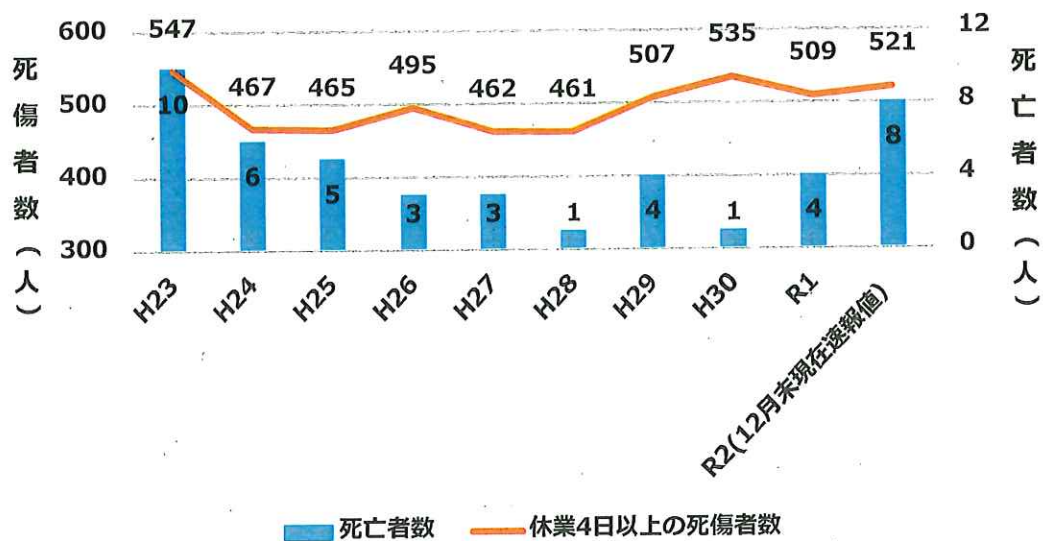
- 3 はさまれ・巻き込まれ災害の防止
 - ・機械の回転部分、可動部分の覆いの徹底
 - ・フォークリフト、車両系建設機械等との接触防止対策
 - ・機械の掃除、修理等を行う場合の運転停止の徹底

- 4 交通労働災害の防止
 - ・適正な労働時間管理、安全教育、安全意識の高揚、健康管理など「交通労働災害防止のためのガイドライン」に規定した対策の実施

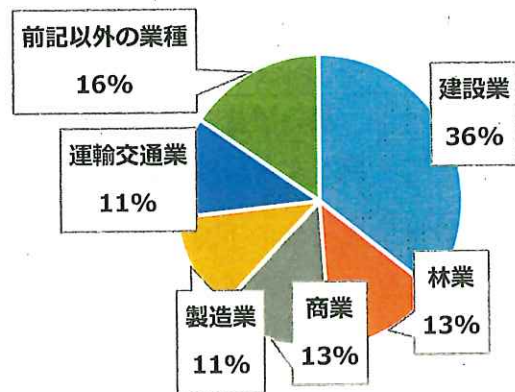
令和2年 死亡災害発生状況（速報）

業種	発生月	事故の型	災害の概要
建設業	2月	墜落・転落	道路上でドラグショベルを運転中、路肩からドラグショベルが転落したもの。
林業	4月	激突され	伐木作業中、他の作業者が、裂けて倒れた木の傍で、倒れている被災者を発見したもの。
建設業	5月	交通事故 (道路)	会社から軽トラックで現場に行く途中、片側1車線の農道で大型トラックと正面衝突したもの。
卸売業	6月	墜落・転落	県外営業所にて圧縮された古紙の中で死亡しているのが発見されたもの。被災者が古紙の圧縮機械の詰まりを取り除こうとして圧縮機械に墜落したことが原因と推定される。
建設業	7月	交通事故 (道路)	現場からトラックで県外の事業場へ帰社中、国道下の河川敷へ車両ごと転落したもの。
建設業	7月	交通事故 (道路)	現場からトラックで県外の事業場へ帰社中、国道下の河川敷へ車両ごと転落したもの。
製造業	10月	はさまれ・ 巻き込まれ	積み置きしていた荷とフォークリフトで運搬した荷にはさまれたもの。
建設業	12月	墜落・転落	土手の路面上でローラーを路肩に寄せたところ、路肩からローラーごと転落したもの。 (詳細は調査中)

鳥取県内の労働災害発生状況

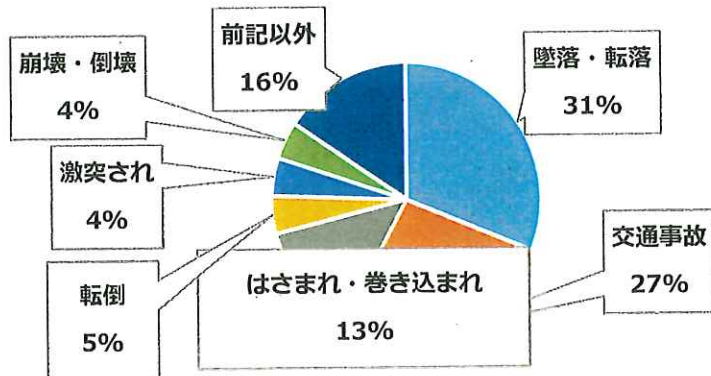


鳥取県内の業種別死亡災害発生状況 (H23~R2)



鳥取県内の事故の型別死亡災害発生状況

(H23~R2)



令和2年労働災害発生状況(速報)

令和2年12月末現在集計 鳥取労働局

業種別	合計				鳥取署				米子署				倉吉署							
	令和2年		令和元年		令和2年		令和元年		令和2年		令和元年		令和2年		令和元年		増減		増減率(%)	
	死傷者数	増減数	死傷者数	増減数	死傷者数	増減数	死傷者数	増減数	死傷者数	増減数	死傷者数	増減数	死傷者数	増減数	死傷者数	増減数	死傷者数	増減数		
全産業	(7) 521	(4) 467	(1) 158	16	(3) 174	(1) 29	0	10.1	(3) 251	(2) 218	33	15.1	(1) 96	(1) 91	5	5.5	(1) 15	(1) 20	-5	-1.7
製造業	(1) 103	109	-6	-5.5	(1) 29	2	-4	-66.7	59	60	-1	-1.7	15	20	-5	-25.0	1	0	1	*
木材・木製品・家具装備品製造業	14	14	0	0.0	2	4	2	100.0	11	3	-1	-25.0	1	4	-3	-75.0	1	4	-3	-75.0
鉄鋼・金属製品製造業	8	10	-2	-20.0	4	4	0	0.0	3	4	-1	-25.0	1	4	-3	-75.0	1	4	-3	-75.0
機械器具製造業	15	13	2	15.4	4	4	0	0.0	6	4	2	50.0	5	4	1	25.0	5	4	1	25.0
食料品製造業	36	44	-8	-18.2	6	6	0	0.0	27	31	-4	-12.9	3	7	-4	-57.1	3	7	-4	-57.1
上記以外の製造業	(1) 30	28	2	7.1	(1) 13	10	3	30.0	12	13	-1	-7.7	5	5	0	0.0	5	5	0	0.0
建設業	(4) 80	(1) 89	-9	-10.1	(1) 23	(1) 38	-15	-39.5	(2) 40	28	12	42.9	(1) 17	23	-6	-26.1	(1) 17	23	-6	-26.1
土木工事業	(1) 28	21	7	33.3	(1) 9	6	3	50.0	16	9	7	77.8	3	6	-3	-50.0	3	6	-3	-50.0
建築工事業	(3) 43	(1) 50	-7	-14.0	10	(1) 23	-13	-56.5	(2) 19	12	7	58.3	(1) 14	15	-1	-6.7	(1) 14	15	-1	-6.7
木造家屋建築工事業	(2) 13	9	4	44.4	3	4	-1	-25.0	(2) 8	4	4	100.0	2	1	1	100.0	2	1	1	100.0
その他の建築工事業	(1) 30	(1) 41	-11	-26.8	7	(1) 19	-12	-63.2	11	8	3	37.5	(1) 12	14	-2	-14.3	(1) 12	14	-2	-14.3
その他の建設業	9	18	-9	-50.0	4	9	-5	-55.6	5	7	-2	-28.6	0	2	-2	-100.0	0	2	-2	-100.0
運輸交通業	55	(1) 55	0	0.0	21	19	2	10.5	31	(1) 25	6	24.0	3	11	-8	-72.7	3	11	-8	-72.7
道路貨物運送業	43	(1) 46	-3	-6.5	17	15	2	13.3	24	(1) 21	3	14.3	2	10	-8	-80.0	2	10	-8	-80.0
その他の運輸交通業	12	9	3	33.3	4	4	0	0.0	7	4	3	75.0	1	1	0	0.0	1	1	0	0.0
林業	(1) 24	13	11	84.6	13	9	4	44.4	(1) 7	2	5	250.0	4	2	2	100.0	4	2	2	100.0
その他の事業	(1) 259	(2) 201	58	28.9	(1) 88	63	25	39.7	114	(1) 103	11	10.7	57	(1) 35	22	62.9	57	(1) 35	22	62.9
卸・小売業	(1) 72	61	11	18.0	(1) 31	16	15	93.8	31	36	-5	-13.9	10	9	1	11.1	10	9	1	11.1
飲食店	14	12	2	16.7	5	6	-1	-16.7	7	5	2	40.0	2	1	1	100.0	2	1	1	100.0
清掃業・ビルメンテナンス業	25	25	0	0.0	11	8	3	37.5	12	12	0	0.0	2	5	-3	-60.0	2	5	-3	-60.0
旅館・ホテル業	9	7	2	28.6	1	1	0	0.0	6	4	2	50.0	2	2	0	0.0	2	2	0	0.0
保健衛生業	68	40	28	70.0	18	12	6	50.0	27	19	8	42.1	23	9	14	155.6	23	9	14	155.6
通信業・金融業等	20	16	4	25.0	4	9	-5	-55.6	11	6	5	83.3	5	1	4	400.0	5	1	4	400.0
上記以外のその他の事業	51	(2) 40	11	27.5	18	11	7	63.6	20	(1) 21	-1	-4.8	13	(1) 8	5	62.5	13	(1) 8	5	62.5

(注) () 内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷届報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。